

梅郷ナーシング居宅介護支援事業所

居宅介護支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団天宣会が開設する梅郷ナーシング居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅サービス計画の作成、その他連絡調整業務等の便宜を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者たる要介護者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう居宅サービス計画の作成、その他連絡調整業務等を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 梅郷ナーシング居宅介護支援事業所
- 二 所在地 千葉県野田市山崎2783

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、介護支援専門員とする。
管理者は、事業所の従業者の管理及業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 介護支援専門員 常勤換算 1.0名以上
介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成・変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月～土曜日までとする。
但し国民の祝日、12月30日から1月3日を除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

(居宅介護支援の内容、提供方法及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 一 居宅サービス計画の作成・変更
- 二 指定居宅サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供
- 三 介護保険施設への紹介、その他便宜の提供

2 居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- 一 利用者との相談は利用者の居宅において行う。但し、利用者の希望により事業所内相談室等でも行う。
- 二 サービス担当者会議は原則として利用者の居宅において行う。但し必要に応じて事業所内相談室、サービス事業所、または居宅サービス事業者等の事務室などを用いる。
- 三 使用する課題分析票の種類は『居宅サービス計画ガイドライン』とする。
- 四 介護支援専門員は1ヶ月に1回以上利用者の居宅を訪問しサービス提供状況及びサービス変更の必要性等を確認する。なお、これに関わらず必要に応じて随時訪問することとする。

(緊急時における対応方法)

第7条 介護支援専門員は、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、野田市(旧関宿町を除く)とする。

(個人情報の保護)

第9条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためにガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修

の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 二 継続研修 年4回
- 2 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所はサービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ることとする。
 - 5 事業所は、提供したサービスについて利用者から苦情があった時は、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講じることとする。
 - 6 事業所は適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団天宣会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - 二 虐待防止のための指針の整備
 - 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再

開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第13条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

追記 平成27年9月1日一部改訂

1. 第8条 通常の事業の実施地域変更
野田市、柏市、流山市 ⇒ 野田市(旧関宿町を除く)

追記 平成29年4月1日一部改訂

1. 第3条二 所在地の変更
千葉県野田市山崎2785 ⇒ 千葉県野田市山崎2783
2. 第5条二 営業時間
午前9時～午後6時 ⇒ 午前8時30分～午後5時30分

追記 令和4年4月1日一部改訂

1. 第10条6 追加

追記 令和5年4月1日一部改訂

2. 第11条 虐待防止に関する事項 追加
3. 第12条 業務継続計画の策定等 追加
4. 第13条 衛生管理等 追加